

質問No	大項目（選択）	中項目（記載）	自由意見・質問	回答
1	（別紙1）1. 補助金および委託料		送迎保育ステーション事業、小規模保育事業、乳児等通園支援事業それぞれ、工費はどの程度を見込んでいますか。現状の見込みで構いません。	工費は、改修する物件により大きく変動する可能性があるため、示すことは難しいと考えています。市から事業者に対して支払う補助金、委託料の上限額を示しておりますので、参考にしてください。
2	1. 事業概要		場所は法人自らが探すのでしょうか。	お見込みの通りです。
3	2. 事業実施のイメージ等		送迎保育ステーションを利用される保護者のことを考えると、開園時間は早くても7：00～20：00は必要のように思いますが、そのような認識でお間違いないでしょうか。	朝2時間以上、夕方3時間以上が募集の条件と考えております。具体的な開所時間は事業者の提案によることを考えています。
4			公募には、株式会社は可能ですか。	株式会社も可能です。ただし、愛知県内で、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業のいずれかを通算で3年以上運営していることを公募の条件とする予定です。
5		質問	関東圏の既に実施をしている法人・自治体の視察には行かれたか。運営や実績等、情報や結果をご共有いただけますでしょうか。	視察はしておりません。
6		質問	関東圏で保育所等を新設する場合、廃園することも見込んで工費を用いるとうかがいました。資料でもご共有いただきましたが本市でも未就学児の人口は減っていく見通しかと存じます。今回のまちなか保育施設新規設置においても同様の考え方でしょうか。	まちなかエリアでの新たなマンション建設により一定の保育需要は続くと思込んでおり、現状では時間的な施設としては考えておりません。
7		質問	今回のまちなか保育施設新規設置は、まちづくり・都市計画等に基づく計画と捉えてよろしいでしょうか。具体的な都市計画も勉強させていただけたらと思いますので、今回の新規設置にからめご教授いただけますでしょうか。	既存の計画には位置付けられてはおりません。
8	（別紙1）2. 各事業の設備運営基準	設置区域の要件緩和および柔軟な送迎オペレーションの許容について	【意見・要望】現在の設置区域の想定である「豊橋駅在来線改札口を起点に半径約300m以内」もしくは「徒歩約5分圏内」について、区域の拡大を要望します。また、駅から離れた立地となる場合、朝の送迎時のみ、安全を十分に確保した上で「駅周辺の指定場所で児童を引き取る」オペレーションを可としていただけるか伺いたいです。 【理由・背景】当該エリア内で、3事業を実施するための十分な保育室面積（専用室および兼用室）と、送迎バス（最大2台）の駐車場・安全な乗降スペースを同時に確保できる事業用物件は、極めて限定的であり確保が困難です。設置区域を拡大して物件確保の現実性を高めつつ、保護者の利便性（駅でのドロップオフ需要）を損なわないよう、朝のみ駅周辺での安全な引き渡しスキーム（駅前の一時乗降スペース等の活用）を併用することが、事業成立の現実的な解であると考えます。	送迎保育ステーションの保護者の送迎場所、および通園する保育園の送迎のためのバス乗降場所については、設置区域内であれば、安全を十分に確保した上で、小規模保育事業等を行う建物とは別の場所でも問題ありません。

質問No	大項目（選択）	中項目（記載）	自由意見・質問	回答
9	（別紙1）2．各事業の設備運営基準	施設の一体整備要件の緩和（2拠点化の可否）について	【意見・要望】 本事業は「3事業を同一施設で同じ事業者が実施する」とされていますが、例えば「小規模保育事業」と「乳児等通園支援事業・送迎保育ステーション」の場所を分け、近隣の2拠点で一体的に運営することは可能でしょうか。 【理由・背景】 先述の通り、全事業の基準を満たす大型物件を駅前で確保することは困難ですが、事業ごとに適正規模の物件に分割（例えば、小規模保育はビルテナント、送迎機能は路面店など）できれば、既存の空き物件を活用できる可能性が大幅に広がります。同一法人によるドミナント的な2拠点運営であれば、人員の融通や管理監督も十分に機能すると考えます。	現在公開している募集案では、不可としています。
10	（別紙1）2．各事業の設備運営基準	送迎ステーションの職員配置（兼務）およびバス運転手の外部委託について	【意見・要望】 送迎車両1台につき求められる「運転手1人、添乗者2人」の配置に関し、以下の2点を確認・要望いたします。① 添乗する職員等について、運営法人の内部職員（他施設の職員や本部スタッフ等）が兼務によって配置基準を満たすことは可能でしょうか。② バス運転手の確保について、自社雇用ではなく、外部の送迎専門業者等への業務委託（外部委託）を行うことは可能でしょうか。 【理由・背景】 送迎ステーションの開所時間は「朝2時間以上、夕方3時間以上」と細切れであり、この時間帯のみを対象とした有資格者およびプロの運転手の新規採用は、現在の労働市場において非常に困難です。安定した安全運行と継続的な人員確保を実現するためには、法人の既存リソース（兼務）の最大限の活用や、専門業者への運転手業務のアウトソーシングなど、柔軟な労務・運営体制が不可欠です。	①送迎保育ステーションの配置基準としては問題ありません。ただし、他施設における保育所等の運営や配置基準に支障の内容にご注意ください。 ②可能です。外部委託も国の補助金の対象となります。なお、外部委託の受託者による送迎においても、子どもの安全に関する管理体制を整備するようにお願いします。
11	（別紙1）1．補助金および委託料		上記の原材料費高騰とも関連しますが、駅前既存ビルでの「こども誰でも通園制度」の併設には、専用の仕切り部屋（5名程度用）の整備や間仕切り変更など、柔軟な設計変更が必要となります。ビルイン型特有の構造変更工事費（スラブ配管等）や、貸主指定業者による防災B工事費（スプリンクラー、誘導灯、煙探知機等の移設・増設）が、現行の補助制度において「対象経費」として満額（制限なく）認められるか、予め市のご見解をお示しください。	内装改修費については、国の補助制度（保育対策総合支援事業費補助金）をもとに補助を行う予定であり、国の制度に基づいて補助金を算定します。国の制度上は、小規模保育事業の運営に必要な工事であれば、事例として記載していただいているスラブ配管等や防災B工事費が直ちに補助の対象外となる旨の記載は見当たらないため、補助の対象になると考えております。ただし、資料に記載のとおり、補助対象経費には上限額が設定されていること、国の制度上、細かい部分で補助対象外となる経費がある可能性があることから、工事費にかかったすべてが補助対象となる確約は、現時点ではできません。具体的な設計や工事内容等が分かれば、事前に国に確認をいたします。
12	2．事業実施のイメージ等	事業者を求める要件	企業主導型保育事業および認可外保育施設の運営実績は、今回の応募資格における「運営実績」として考慮いただける可能性はございますでしょうか。	現在公開している募集案では、不可としており、対象を広げたり、条件を緩和することは想定しておりません。
13	2．事業実施のイメージ等	事業者を求める要件	応募資格の5類型に該当しない法人が応募する余地（同等の実績と認められる場合の個別協議等）はございますでしょうか。	No12の回答を参照してください。
14	2．事業実施のイメージ等	事業者を求める要件	もし今回の資格を満たさない場合、応募資格の5つの事業の運営実績のない法人が、将来的に応募資格を得るために必要な実績・要件がございましたらご教示いただけますと幸いです。	No12の回答を参照してください。

質問No	大項目（選択）	中項目（記載）	自由意見・質問	回答
15	1. 事業概要		こども家庭庁はこどもまんなかを掲げているが、今回の事業のねらいとして、保護者の利便性を重視している事業のように思われる。外遊びなどは子どもの育ちにとって、大変重要なものであると考えるが、設置区域が駅前に限るということで、園庭が設置できるのか。また、託児所ではなく認可保育施設とのことなので、子どもの育ちを中心に据えた事業になるのか等、心配がある。	敷地内に園庭（屋外遊戯場）を確保することが困難な場合には、付近に屋外遊戯場に代わるべき場所があることを条件としています。
16	（別紙1）2. 各事業の設備運営基準		小規模保育事業および乳児等通園支援事業は市の認可ということだが、何か事件事故があった場合の保育課への報告義務や、災害時の臨時休園基準に従うことなどが必要になるような、市内の認可保育園と同じような事業所であるということで良いか？	お見込みの通りです。小規模保育事業は、「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」のほか「家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準」、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」、乳児等通園支援事業は「子ども・子育て支援法」、「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」など、保育所や認定こども園と同様に、各種法令、基準等に従って運営していただくことになります。
17	（別紙1）2. 各事業の設備運営基準	送迎保育ステーション事業	送迎保育ステーション事業は、送迎はA事業者、日中の保育はB事業者となり、利用者の怪我をどちらの事業者も認識していなかった場合、責任の所在についてトラブルになることはないか？	保育所との児童の引き渡し、保護者との引き渡し、それぞれの場面で申し送りや連絡事項を適切に行っていただくことで、リスクやトラブルを避けることは可能だと考えています。
18	（別紙1）2. 各事業の設備運営基準	小規模保育事業	国の配置基準で保育していく事になると思うが、安全に保育は可能なのか？認可保育所は豊橋市の配置基準に助けられている面はあるので、保育指針に準じたまめ細やかな対応が出来ない恐れはないのか？	国の基準通りに保育を行っていただければ、特段ご心配には当たらないかと思います。
19	1. 事業概要	（4）設置区域	対象エリア内に市所有物件や土地はありますか？	ベデストリアンデッキや駅前地下駐車場等を保有しています。
20	2. 事業実施のイメージ等	（2）各事業の諸条件料金	送迎保育ステーション事業の保護者から徴収する利用料は事業者収入となるのでしょうか。また、乳児等通園支援事業の利用料は自由に設定が可能ということでしょうか。	送迎保育ステーション事業の保護者から徴収する利用料は市の収入となります。乳児等通園支援事業の利用料は、自由に設定が可能です。
21	（別紙1）1. 補助金および委託料	（1）施設整備にかかる補助金等	乳児等通園支援事業と送迎保育ステーション事業の整備は同時に行うが、送迎保育ステーションの事業開始は1年遅れで問題ないということでしょうか。	お見込みの通りです。
22	（別紙1）1. 補助金および委託料	（1）施設整備にかかる補助金等	乳児等通園支援事業と送迎保育ステーション事業用の整備に係る補助額では、大きく不足すると思いますが、不足分を補う補助の検討は可能でしょうか。	まちなか保育施設の設置、運営事業者にお支払いするのは、募集案に記載の補助金等のみの想定であり、市独自の補助金の想定はありません。
23	（別紙1）1. 補助金および委託料	（2）運営費にかかる補助金等【開設年度以降】	補助金③は送迎ステーション、乳児等通園支援事業に係る賃借料に充てることは可能でしょうか。	不可能です。小規模保育事業とそれ以外の部分で賃借料が明確に区別できない場合は、面積等で按分することになるかと思います。

質問No	大項目（選択）	中項目（記載）	自由意見・質問	回答
24	（別紙1）1. 補助金および委託料	（2）運営費にかかる補助金等【開設年度以降】	乳児等通園支援事業では、保育士の常時2名配置を想定しています。送迎ステーションの委託料②の件費・事業費を、乳児等通園支援事業に充てることは可能でしょうか。また、乳児等通園支援事業実施にあたり不足する運営費を補填する補助はありますでしょうか。	送迎ステーションの委託料②の件費・事業費を、乳児等通園支援事業に充てることはできません。同じ職員が両事業の運営スタッフを兼ねる場合は、勤務時間等で按分することになるかと思います。また、運営費を補填する補助の想定はありません。
25	（別紙1）1. 補助金および委託料	（2）運営費にかかる補助金等【開設年度以降】	委託料②について、基準となる金額と実際にかかる費用を比較して少ないほうの額が支給額との事ですが、初期コストの自己負担分の回収に充てることはできないのでしょうか。	できません。
26			送迎ステーション実施実績のある自治体以下をヒアリングできないでしょうか。 ・バス運行の安全管理：複数の園を巡回するため、乗車園児の管理が複雑になると想定される。どのようなツールで管理しているのか。 ・保護者と園のコミュニケーション：保護者はステーションのスタッフとしか顔を合わせないため、子どもの通う園の保育士から直接子供の様子を聞く機会が減ってしまう。どのように補っているか。	市で仲介することは想定しておりません。
27	（別紙1）2. 各事業の設備運営基準	小規模保育事業	・「集団保育を体験させるための機会」とありますが、乳児期、とくに0、1歳児期に集団保育は必ずしも必要ではないと思います。（「託児所ではなくてあくまで質の高い保育を」という意図でしょうか） ・「引き続き連携施設において受け入れる」場合の利用調整はどうなりますか？	小規模保育事業の卒園児の、卒園後の利用施設については、通常の利用調整を行うことを想定しています。（定員が0～2歳児のみである、つつじが丘保育園やあくみ保育園と同様の仕組みを想定しています。）
28	（別紙1）1. 補助金および委託料	建物等、補助金について	施設を既存の建物を使用せずに、新設する場合の補助金はどのくらい出してもらえるのでしょうか。例えば、土地を購入し、施設を建てた場合にどの程度補助を頂けるのか。上限金額又は3/4のような基準はあるのでしょうか。	まちなか保育施設の整備は、既存物件の内装改修のみを対象としています。新たに土地を購入し、施設を新設することに対する補助等は行いません。
29	1. 事業概要	園の開園日・開所時間について	園の開園日や開所時間については、施設で決められるのでしょうか。例えば、11時間より短い開所時間や土曜日についての受入の要件を施設で決めることができますか。	「（2）各事業の諸条件」に記載のある開所時間の範囲であれば、まちなか保育施設の運営事業者が決めることができます。なお小規模保育事業については「11時間以上」としておりますので、開始時間、終了時間は事業者で決定していただけますが、開所時間が11時間より短い設定はできません。また、開所日は「月曜日から土曜日」としています。
30	2. 事業実施のイメージ等	送迎保育ステーションについて	送迎保育ステーションの開所時間に決まりがありますか。（何時から預かって、何時まで預からなければならない等）又、送迎先について片道30分とのことですが、届け先の園によっては片道30分は時間が短いような気がします。又、今回実施する法人の園へ送り届けることは不可でしょうか。	上記のとおり、「朝2時間以上、夕方3時間以上」の範囲で事業者で決定することができます。送迎保育ステーションが利用可能な保育所等は、保育所等の意向を聞いたうえで市が決定いたしますが、まちなか保育施設の実施事業者と同一法人が運営する保育所等は、送迎先の対象外となることを想定しています。